

計画変更と軽微な変更

1. 計画変更

計画変更とは、適合性判定を受けたあとに省エネ計画の内容に変更(軽微な変更を除く)が生じた場合、建築物省エネ法第12条第2項に基づいて再度、適合性判定を受けなければならない変更の事です。次に掲げる変更は「計画の根本的な変更」とみなし、必ず計画変更の手続きを行う必要があります。

- ①建築基準法上の用途の変更
- ②モデル建物法を用いる場合のモデル建物の変更
- ③評価方法の変更(標準入力法⇄モデル建物法)

2. 計画変更の必要のない軽微な変更

軽微な変更とは、建築物のエネルギー消費性能を向上する変更、あるいは、変更後も建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更の事です。軽微な変更でも手数料が発生する場合がありますので注意願います。具体的には下記の表のとおりです。

<p>A.省エネ性能が向上する変更 (手数料は発生しません)</p>	<ul style="list-style-type: none">・建築物高さもしくは外周長の減少・外壁、屋根もしくは外気に接する床の面積の減少・空調負荷の軽減となる外皮性能の変更・設備機器の効率向上、損失低下となる変更 (空調熱源機器で容量変更を伴わないCOP値の向上など)・設備機器の制御方法等の効率向上、損失低下となる変更 (照明器具の省エネ制御の追加など)・エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設、増設 (太陽光発電の新設、増設など)
<p>B.一定範囲内の省エネ性能が低下する変更 計画変更前の省エネ性能が省エネ基準を1割以上上回るもので、変更後の省エネ性能の低下が1割以内に収まるものとして以下に該当する変更 (手数料は発生しません)</p>	<ul style="list-style-type: none">・空気調和設備 次に掲げる(い)、(ろ)のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。<ul style="list-style-type: none">(い) 外壁の平均熱貫流率について5%を超えない増加 かつ 窓の平均熱貫流率について5%を超えない増加(ろ) 熱源機器の平均効率について10%を超えない低下・機械換気設備 評価の対象となる室の用途毎につき、次に掲げる(い)、(ろ)のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。<ul style="list-style-type: none">(い) 送風機の電動機出力について10%を超えない増加(ろ) 計算対象床面積について5%を超えない増加(室用途が「駐車場」「厨房」である場合のみ)

	<p>・照明設備 評価の対象となる室の用途毎につき、次に掲げる(い)に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。 (い) 単位床面積あたりの照明器具の消費電力について10%を超えない増加</p>
	<p>・給湯設備 評価の対象となる湯の使用用途毎につき、次に掲げる(い)に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。 (い) 給湯機器の平均効率について10%を超えない低下</p>
	<p>・太陽光発電 次に掲げる(い)、(ろ)のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。 (い) 太陽電池アレイのシステム容量について2%を超えない減少 (ろ) パネルの方位角について30度を超えない変更 かつ 傾斜角について10度を超えない変更</p>
<p>C.根本的な変更を除き、再計算によって基準適合が明らかな変更 (手数料が発生します)</p>	

「A.省エネ性能が向上する変更」及び「B.一定範囲内の省エネ性能が低下する変更」の場合は、完了検査申請時に「軽微な変更説明書」と当該変更に係る図面や仕様書等の根拠資料を提出して下さい。

「C.根本的な変更を除き、再計算によって基準適合が明らかな変更」の場合は、軽微な変更申請書を提出して下さい。再計算した内容に誤りがなければ「軽微変更該当証明書」を交付します。完了検査申請時に当該「軽微変更該当証明書」とその内容が判る図書一式を併せて提出して下さい。

